

小布施町生け垣づくり助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例施行規則（平成18年規則第9号）第20条第4号に規定する経費のうち生け垣づくりに係るものについて必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

**第2条** 助成の対象となる「生け垣」とは、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

- (1) 住宅用地又は事業所用地の道路に面した部分の全部又は一部に新たに生け垣づくりをするものであること。
- (2) 生け垣の延長が3メートル以上であること。
- (3) 樹木の高さが0.5メートル以上であること。
- (4) 樹木の数が延長1メートル当たり2本以上であること。
- (5) 樹種は、イチイ、ツガ、サワラ、ヒバ等の常緑針葉樹及びイヌツゲ、ヒイラギモクセイ、キンモクセイ、西洋カナメモチ、マサキ、シラカシ等の常緑広葉樹並びにドウダンツツジ、ニシキギ等の落葉広葉樹であること。
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく敷地後退部分の土地、及び道路が交わる角敷地における隅切り部分の土地並びに交通の支障になったり隣家の敷地に迷惑となるような植栽はしないこと。
- (7) 樹木が枯死した場合は、直ちに補植し現状を回復すること。また、植樹後5年間は、伐採や移動をしないこと。

(助成金の額)

**第3条** 助成金の額は、生け垣づくりに要する経費のうち樹木の購入に要する経費を対象とするものとする。ただし、助成金額のうち1,000円未満は切り捨てとする。

- (1) 既存のブロック塀等を取り除き新たに生け垣づくりをする場合  
樹木購入経費の3分の2以内 限度額70,000円
- (2) 前号以外で新たに生け垣づくりをする場合  
樹木購入経費の2分の1以内 限度額50,000円

2 助成金の交付は、1戸又は1事業所につき1回とする。

(補則)

**第4条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成4年9月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日告示第34号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。